



朝晩すごしやすくなってきたと思ったら、急に冷えこんできました。気温差が激しいと体力を奪われがちですので、上手に脱ぎ着をして風邪をひかないように注意しましょう。環境省が打ち出していたクールビズの期間は5/1～9/30ですが、気づけば年の半分近くが暑い時期という気候になっています。昔のように、春夏秋冬を肌で心地よく感じたいものです。



1. 社会保険



●パート・アルバイト、年収の壁・支援強化パッケージ～

～今月から開始！？～

→少子高齢化を受けて、今後ますます働くことのできる年代の**人口の減少**が見込まれる中、社会保険の**扶養内の枠**や配偶者手当等の影響で**就業調整**をしているパート・アルバイトのみなさんに気兼ねなく働いてもらうための施策が打ち出されました。

【**年収の壁・支援強化パッケージ**】（おもなもの）

■106万の壁（超えると101人以上規模事業所で社保加入）

- ・キャリアアップ助成金の新コース（社会保険適用時処遇改善コース）
 - 社会保険に加入し、労働時間延長や賃金アップを行った場合、最大50万（1人）支給（R7年度末まで）
- ・‘社会保険適用促進手当’の標準報酬への算定除外
 - 社会保険加入につき、保険料負担を軽減させる手当を支給した場合、算定の対象外（本人負担分保険料が上限）に（標準報酬月額10.4万以下の方が対象。最大2年間。）

■130万の壁（超えると国保加入）

- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
 - 連続2回（2年）までは、労働時間延長等一時的な収入アップとして事業主の証明で扶養認定可能。

■企業の配偶者手当

- ・廃止または縮小、子ども手当の増額へ移行等見直し促進

→上2つは時限措置になるため、注意が必要です。

2. 建設業

●建設業の課題への対応策

～中央建設業審議会、中間とりまとめ～

→担い手の確保、**持続可能な建設業**を目指すために、様々な課題への**具体的な対策**につき中間とりまとめが出されました。

【**持続可能な建設業を目指して**】（おもなもの）

◆契約時の情報の非対称性の解消

- ・受注者によるリスク情報提供の義務化
- ・請負契約における**予備的経費等**の明記

◆価格変動等への対応の契約上での明確化

- ・民間約款の利用促進
- ・価格変動等に伴う**請負代金の変更条項**の契約書への明記

◆適切な労務費等の確保や資金行き渡りの担保

- ・標準労務費の勧告
- ・受注者における**不当に低い請負代金の禁止**
- ・適切な水準の賃金支払い確保等のための措置
 - 適切な水準の賃金支払や**社保加入**等、労働者の適切な処遇確保に努めるよう**法令**にて求める

◆魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

- ・受注者による著しく短い工期の禁止
- ・労働者の**ワークライフバランス**を実現する働き方改革に関する施策の検討

→物価変動分も見込んだ価格設定ができると良いです。R6.4からの**時間外上限規制開始**に向けての準備も必要です。

今月のピックアップ



●65歳以上の就業者、過去最多に！～65歳以上人口は初めての減少～

総務省の調査によると、昨年の**65歳以上**の就業者が912万人と、**過去最多**となったようです。特に**65～69歳・70～74歳の就業率**が過去最高とのことで、心づよい限りです。

●雇用保険、事業主@の押印廃止に～今月から～

事業所設置届、再就職手当、高齢者雇用継続給付等、一部残されていた事業主@の押印が**廃止**になりました。金融機関の届出印等を除き、事業主@は**全て不要**になります。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-20-25

広小路YMDビル 10F

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

